

届出のしかた

(1) 今回届出をしていただ
く方は、次のイ、ロ、へのい
ずれかにあてはまる方です。
イ、あなたの夫が、厚生年
金または船員保険の加入
者であること。

金の任意単独被保険者である場合など、この書類が持参できない方は、市役所年金係へご相談下さい。

A あなたの場合は、三月
中旬以後に「国民年金被保険者資格取得（第三号被保険者）」ですか。

また、過去に厚生年金、国民年金に加入期間のある方は、その手帳をご持参下さい。

該当)届書」を提出していました。
だくことになります。

口、あなたの夫が、大正十一年四月二日以後に生れた方であること。

ハ、あなた自身が、主として夫の収入により生計を推持していること（具体的には、あなたが健康保険の被扶養者となつているような場合をいいます。）

(2) (1)のイ、ロ、ハのいすれかにあてはまる方は、国民年金被保険者資格取得（第三号被保険者該当）届書に必要事項を記入し、夫の勤務先で確認を受けたうえ、市役所年金窓口に提出して下さい。

（郵送は、不可）
なお、夫の勤務先で確認を受けない場合には、届書に①健康保険被保険者証または船員保険被扶養者証と②夫の年金手帳（または厚生年金保険者証、船員保険年金番号証）を添えて、市役所年金窓口に持参して下さい。（夫が厚生年

共済年金については、厚生年金に加入している方の被扶養配偶者（第三号被保険者）と同じ扱いになりますが、届出の方法は、現在検討中です。ので決まり次第社会保険庁よりお知らせがあると思います。

くどいようですが、国民年金に加入する場合（第三号になる場合）は、ご本人から主旨的に届出をしていただくことになります。

なお、届書提出の際に次の必要書類をご持参下さい。

一、配偶者の厚生年金手帳

三、本人が過去に厚生年金
国民年金の加入期間の
ある方はその手帳

